

☆中学生優先枠の地域クラブ施設開放について、次のように定める。

(1) 施設開放にあたり

- ① 学校の教育活動を最優先し、支障がない場合に中学生優先枠として施設開放をする。
- ② 中学生優先枠は、学校が許可した亀田中学校生徒が所属する団体に施設利用を認める。
- ③ 中学生優先枠の利用できる施設は、グラウンド、体育館、武道場、音楽室とする。
- ④ 平日の開放時間は、部活動終了後から 19 時まで、1 団体につき最大 2 時間以内とする。
- ⑤ 土曜・日曜・祝日の開放時間は、1 団体につき午前又は午後の最大 3 時間以内とする。

(2) 地域クラブについて

- ① 地域クラブは、「団体規約」「施設利用申請書」「活動希望表」を作成し、事前に中学校へ届け出る。
 - 「団体規約」は、市の活動団体申請に準ずる。(市HPからダウンロード)
 - 「施設利用申請書」「活動希望表」は、中学校が用意したものを使用する。
- ② 地域クラブの設立と活動にあたり、保険加入を絶対条件とする。
- ③ 地域クラブ活動の事故等については、日本スポーツ振興センターの保険は適用できない。
- ④ 学校職員(部活動顧問)が地域クラブの代表者にはなれない。
- ⑤ 学校職員(部活動顧問)が地域クラブの指導者になることはできる。(当該職員と要相談の上)
 - 報酬が発生する場合は、兼職兼業願いを提出する。

(3) 施設利用のきまり

- ① 備品や用具・施設等は、学校(部活動)でそろえている物を使用してもよい。(社会体育と同じ)
 - 消耗品及び応急手当類等は、地域クラブで準備する。
 - 施設設備等の破損は、地域クラブの責任で修繕又は弁償する。
- ② 地域クラブで活動する際は、社会体育玄関を使用する。
 - 生徒玄関は使用しない。(教室棟とはシャッターで閉鎖)シャッターが開いている場合でも、その先には立ち入らない。(セキュリティが発報する場合があります)。
 - トイレの利用は体育館のトイレ 1 ヶ所のみとする。
- ③ 社会体育玄関の鍵は、キーボックス(玄関用・施設用の 2 つ)を設置し使用する。
 - 地域クラブ代表者へ事前に操作方法を伝える(別紙参照)。鍵の管理に十分気を付ける。
- ④ 学校施設を利用したい地域クラブは、前月の 20 日までに「活動希望表」を中学校へ提出する。
 - 平日は、部活動終了～18:45 まで(19:00 完全退校)の最大 2 時間以内。
 - 土曜・日曜・祝日は、午前(9:00～12:00)又は午後(13:00～16:00)の最大 3 時間以内。
- ⑤ 中学校は「活動希望表」をもとに調整を行い、1 か月間の「施設割当表」を作成する。
 - 後日、地域クラブ代表者へ通知する。
- ⑥ 活動において、学校職員以外の地域クラブの責任者が、必ず活動場所に付くこととする。
 - 責任者が付けない場合は、活動中止とする。
- ⑦ 施設利用後の後片付け、清掃、消灯・戸締り等は確実に行き、「施設利用記録簿」に記録する。
 - ゴミ等は必ず持ち帰り、中学校のゴミ箱には捨てない。
 - グラウンド・テニスコートを利用した場合は、グラウンド・コート整備を行う。
 - 最後に鍵を使用した団体は、必ず記録簿の所定欄に記入する。
- ⑧ 火気の使用、喫煙・飲酒は厳禁です。(駐車場の車内の中も同様)
- ⑨ 他人に迷惑をかける行為はしない。
- ⑩ 使用状況がよくない場合は、利用許可を取り消します。

【地域クラブ施設開放担当】

亀田中学校 教頭 本間 満

電話 025-382-3191